

岩手県告示第 364 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成 20 年 4 月 25 日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 (1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 一関北上線

(3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間 | 新旧の別 | 敷地の幅員 | 延 長 |
|--|------|--------------------|------------|
| 奥州市水沢区黒石町字鶺ノ木 85 番 1 地先から羽田町字窪 3 番地先まで | 新 | A m 23.5~8.4 | m 391.3 |
| | | B 39.0~11.0 | 377.5 |
| | 旧 | A 23.5~8.4 | 391.3 |

(4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 県南広域振興局土木部

イ 期間 平成 20 年 4 月 25 日から同年 5 月 25 日まで

2 (1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 花巻北上線

(3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間 | 新旧の別 | 敷地の幅員 | 延 長 |
|---|------|---------------|--------------|
| 北上市黒岩 18 地割 49 番 1 地先から 27 地割 142 番地先まで | 新 | m 21.0~7.5 | m 1,413.0 |
| | 旧 | 9.3~5.0 | 1,413.0 |

(4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 県南広域振興局北上総合支局土木部

イ 期間 平成 20 年 4 月 25 日から同年 5 月 25 日まで